

第124号

発行所 富士見市商工会
 富士見市羽沢3-23-15
 電話 049(251)7801
 発行者 柳田政男
 URL <http://www.syokokai.or.jp>
 /syokokai/fujimi/index.html
 E-mail hujimi@syokokai.jp

富士見市 商工会報

商工業者の繁栄は商工会の利用から

—主な掲載記事—

- 第60回通常総代会を開催
- 令和2年度事業計画の概要
- 新型コロナウイルスに係る納税猶予
- 埼玉県中小企業・
個人事業主支援金【第2弾】
- 人事のお知らせ
- 商工会費口座振替のお知らせ

◆ 地域経済に活力を ◆

第60回通常総代会(書面決議)を開催



(左から島田副会長、齊藤理事、
柳田会長、関野副会長)

5月19日(火)、商工会館2階会議室に於きまして第60回通常総代会が開催されました。本年度の総代会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図る観点から本年に限り一堂に会する審議方式ではなく書面による決議をお願いし、正副会長等による人数を限定しての開催となりました。当日の出席は、会長 柳田政男、副会長 関野兼太郎、副会長 島田敏郎、理事 齊藤英雄の4人、書面による議決権行使の出席者94人の合計98

人で、総代115人の過半数出席となり定款の定める開催要件を満たしました。

柳田会長は冒頭の挨拶で、我が国の経済は、世界的大流行の新型コロナウイルス感染症拡大を防止のための自粛による消費の落ち込みや、東京オリンピック・パラリンピックの延期による膨大な経済損失等により、今後長期的な景気の後退から厳しい経済環境が続くと思われまます。当会は、創立60周年を迎えますが、会員の皆様との結束を更に図りながら諸事業を積極的に展開してまいりますと挨拶されました。

柳田会長挨拶のあと、議長に理事の齊藤英雄氏を選出し、議事に入りました。その後、第1号議案から第5号議案についての報告がなされ、総代会は閉会となりました。

～上程された議案は次の通りです～

- 第1号議案 2019年度事業報告書並びに収支決算書承認の件
- 第2号議案 令和2年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)承認の件
- 第3号議案 借入金の最高限度額(案)承認の件
- 第4号議案 特別会計承認の件
 - 1. 商工会青年部特別会計
 - 2. 商工会女性部特別会計
- 第5号議案 定款、運営規約の一部改正(案)承認の件

◆ 令和2年度事業計画の概要 ◆

【基本方針】

令和2年度の我が国の経済は、政府の総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど、各種政策の効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好環境が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれると言われております。しかしながら、世界的大流行の新型コロナウイルス感染拡大を懸念した自粛による消費の落ち込みや、東京オリンピック・パラリンピックの1年間延期による膨大な経済損失が推測され、今後の需要減退による雇用・設備投資の悪化を通じて長期的な景気の後退から更に厳しい経済環境が続くと思われまます。

当会では、このような情勢下、創立60周年を迎えますが、記念事業などを通じて会員の皆様との結束を図るとともに、国・県・市並びに諸関係機関と緊密な連携を保ち、緊急の経営相談窓口を常設するとともに、不況対策事業、小規模事業者経営基盤強化事業、中小企業経営力向上事業、農工商連携事業、経営改善普及事業等、市内商工業者の活性化を図るための諸事業を積極的に展開してまいります。

事業計画の内容は以下のとおりです。

I 経営改善普及事業について（指定事業）

経営、税務、金融、労務、経営革新等の講演会、講習会、研究会を開催するとともに、緊急経営相談所（新型コロナウイルス感染症関連含む）の常設

1) 経営支援対策

1. 経営に関する講演会の開催
2. 経営に関する個別診断の実施
3. その他経営に関する事業の実施

2) 金融対策

1. 経営改善資金融資審査会の運営に関する事業
2. 中小企業金融セーフティネット対策事業の推進
3. 商工貯蓄共済融資制度利用促進に関する事業
4. 金融情報誌発行（金融パンフレットの作成と配布）に関する事業
5. 日本政策金融公庫利用促進に関する事業
6. 県制度融資利用促進に関する事業
7. 市小口融資利用促進に関する事業
8. その他金融に関する事業の実施

3) 労務対策

1. 労働保険事務組合の運営に関する事業
2. 富士見市建設一人親方組合の運営に関する事業
3. 地域内事業所の事業主、従業員を対象とした一般健康診断の実施

4) 経営革新支援対策

1. 広域連携による地域連携型事業の実施
2. 埼玉県中小企業経営力向上事業の実施
3. 経営革新等支援機関（認定支援機関）としての指導・助言
4. 創業に関する事業の実施

5) 経営発達支援事業の推進

6) 事業継続力強化支援計画（BCP）の推進

7) 小規模事業者持続化補助金、ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金の申請に関する相談・指導

II 一般事業

1) 総合振興対策

1. 第39回市民ゴルフ大会の開催
2. 創立60周年記念事業の実施
3. 市内事業所への訪問活動の実施
4. 市民スポーツ振興基金の運用及び事業の推進
5. 富士見ふるさと祭り開催への協力
6. 特産品（縄文海進・梅酒）の製造、販売に関する事業協力
7. 運転免許特定任意講習会の開催（鴻巣の自動車運転免許更新時講習の免除講習）
8. 新年賀詞交歓会の開催
9. 成田山初詣の実施
10. 商業活性化事業（一店逸品運動）の実施
11. 農工商連携事業（ふじみ産業元気づくり）の実施
12. まちバル☆ふじみの実施
13. 地域産業振興事業（賑わいづくり）の実施（商連との共催）
14. 珠算検定試験の実施（年4回）及びそろばん大会の開催
15. パパ・ママ応援ショップ事業への協力（県・市）
16. 子育て応援宣言企業の登録への協力（県）
17. 外郭団体の事務受託に関する事業（公社）川越法人会富士見地区会・富士見市商店会連合会・（一社）川越地区労働基準協会入間東部分区3団体の事務受託

18. 商工会情報誌(会報)の発行に関する事業
19. G S 1 事業所コード申請及び更新に関する指導
20. P L 法に関する情報の提供及び指導
21. 法律相談所の運営に関する事業
22. 交通事故相談所の運営に関する事業
23. 販売士資格更新の実施に関する事業
24. 商工貯蓄共済事業の推進
25. 火災共済事業の推進
26. 生命傷害共済事業の推進
27. 小規模企業共済制度の周知徹底と加入の推進を図る
28. 中小企業倒産防止共済制度の周知徹底と加入の推進を図る
29. 全国商工会経営者年金制度の推進
30. 自動車保険の集団取扱い事業の推進
31. 容器包装リサイクル法に関する事業の推進
32. 商工会のビジネス総合保険の推進
33. 商工会カードの普及に関する事業
34. 富士見市社会福祉協議会が発行する(うさみん)商品券への事業協力
35. 第4ブロック連絡協議会事業の推進

2) 福利厚生対策

1. 会員向け福利厚生事業の実施
2. 各種団体との事業協力に関する事業

3) 雇用対策

1. 求人活動に関する事業
2. 職業安定所との連携強化
3. 川越地区雇用対策協議会並びに雇用協議会への協力

4) 部会事業について

1. 商業部会

- ①講演会の開催
- ②県外視察研修会の開催
- ③ボウリング大会の開催
- ④商店会連合会との連携による共同事業の開催
- ⑤商業活性化事業の推進
- ⑥農商工連携事業の推進
- ⑦まちバル☆ふじみの推進
- ⑧地域産業振興事業への協力
- ⑨国、埼玉県及び富士見市が実施する商店街活性化事業への協力
- ⑩富士見市観光アプリ「ココシル☆ふじみ」への協力
- ⑪その他商業活性化に関する事業

2. 工業部会

- ①県外視察研修会の開催
- ②先進地視察研修会の開催
- ③富士見ふるさと祭りへの協力

- ④部会員企業訪問の実施
- ⑤異業種交流会の開催
- ⑥部会ホームページの運営
- ⑦講演会の開催
- ⑧労働基準ニュースの発送
- ⑨各種検定試験に関する資料の配付及び指導

3. 建設業部会

- ①県外視察研修会の開催
- ②建設業関連視察研修会の開催
- ③講演会の開催
- ④ボウリング大会の開催
- ⑤住宅関連相談会の開催
- ⑥会員名簿の作成
- ⑦建設業者の登録業務及び許認可申請に関する相談所の設置
- ⑧労働基準ニュースの発送
- ⑨各種資格試験に関する情報の提供及び指導

4. 税務対策事業

【青色申告部会】

- ①記帳指導・記帳ソフト「ブルーリターンA」の指導(通年)
- ②源泉税納付指導会・年末調整指導会の開催
- ③決算指導会の開催
- ④確定申告(所得税・消費税)指導会の開催
- ⑤税務講習会・懇談会の開催
- ⑥報誌「ブルーリターン」の配布
- ⑦役員・女性部員合同会議の開催
- ⑧川越税務署の青色相談コーナーへの協力
- ⑨青色申告部会への加入勧奨の実施
- ⑩県外視察研修会の開催
- ⑪富士見ふるさと祭りへの協力
- ⑫親睦事業の開催
- ⑬川越税務署、川越税務署管内青色申告会連合会の行う各種事業・会議への協力
- ⑭その他税務行政への協力

【青色申告部会女性部】

- ①女性部連絡協議会への協力
- ②講習会の開催
- ③親睦事業の開催

5. 青年部事業

1. 総合事業

- ①富士見ふるさと祭りへの協力
- ②献血事業の実施
- ③清掃事業の実施
- ④県シラコバト長寿社会福祉基金への寄付
- ⑤新部員の加入勧奨
- ⑥社会福祉事業の実施
- ⑦近隣3市1町青年部親睦事業への参加
- ⑧花火事業の実施

<p>2. 研修事業</p> <p>①青年経営者としての知識の向上を図るため、講習会、講演会を開催する。</p> <p>②出席率の向上と内容の充実を図る。</p> <p>③県外視察研修会の開催</p> <p>3. ビジョン委員会</p> <p>①部員親睦会の開催</p> <p>②新年会の開催</p> <p>③親睦家族会の開催</p> <p>4. クラブ事業</p> <p>①野球大会に向けての練習</p> <p>②スポーツ事業の開催</p> <p>③各種スポーツ大会の開催</p> <p>5. 広報事業</p> <p>①毎月月初に広報紙月刊「いみじふ」を発行し、青年部活動並びに部員の近況を掲載して、部員及び関係諸団体に配布し、青年部活動の理解を深める。「いみじふ」を家族、OBにも読んでもらうため新企画を取り入れる。</p> <p>②インターネット配信・共有化への取組み</p> <p>6. 県連及び第2ブロック事業</p> <p>埼玉県青年部連合会、第2ブロック青年部連絡協議会が主催する会議及び研修会に出席し、他市町村の青年部との交流を深め当部会の活動を促進する。</p>	<p>6. 女性部事業</p> <p>1. 研修会事業</p> <p>①講演会、研修会及び講習会の開催</p> <p>②寄せ植え講習会の開催</p> <p>③お料理講習会の開催</p> <p>④女性部・青年部合同講演会の開催</p> <p>2. 親睦事業</p> <p>①県外視察研修会の開催</p> <p>②新年会の開催</p> <p>③観劇会の開催</p> <p>3. 福祉事業</p> <p>①清掃事業(クリーン埼玉県民運動)の実施</p> <p>②献血事業の実施</p> <p>③彩の国ロードサポート活動の実施</p> <p>④県シラコバト長寿社会福祉基金への寄付</p> <p>⑤社会福祉協議会等への協力活動の実施</p> <p>4. スポーツ振興事業</p> <p>①グランドゴルフ大会の開催</p> <p>5. 県連及び第2ブロック事業</p> <p>埼玉県女性部連合会、第2ブロック女性部が主催する会議及び研修会に出席し、他市町村の女性部との交流を深め当部会の活動を促進する。</p> <p>6. その他の事業</p> <p>①富士見ふるさと祭りへの参加協力</p> <p>②親会より委嘱を受けた委員会等に積極的に参加し協力をする</p> <p>③親会及び青年部等との交流を深め、当部会の組織の充実に努める。</p>
---	---

新型コロナウイルス感染症により納税が困難な方へ納税猶予制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件

- ・一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・納税について誠実な意思。
- ・納期限から6ヶ月以内に申請がある。
- ・猶予を受けようとする国税以外に滞納がない

現行の猶予が認められると、原則として1年間納税が猶予されます(資力に応じて分割納付)また、猶予中は延滞税が軽減されます

(通常 年8.9% → 軽減後 年1.6% ※令和2年中における税率)

申請方法等、詳しい内容は国税庁ホームページ、国税局猶予相談センターをご利用ください。
 国税局ホームページ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm
 関東信越国税局 TEL 0120-948-249

また、納税の猶予制度の特例の他、下記のとおり税制上の措置がございます。

- ・ 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ・ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・ 文化芸術、スポーツイベント等を中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用
- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・ 消費税の課税選択の変更に係る特例
- ・ 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

※詳しい内容は最寄の税務署までお問い合わせください。

川越税務署 代表 TEL 049-235-9411

国税のほか、地方税についても徴収猶予の特例制度があります

◆収入が概ね2割以上減少している方には、更に特例があります◆

○以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。（収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。）

②一時に納税することが困難であること。

特例猶予が認められると、納期限から1年間、納税の猶予が認められるほか、猶予期間中の延滞税は全額免除になります。また、申請にあたり担保の提供は不要です。

※令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。

対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎていた未納の国税（猶予中のものも含む）についても、遡って特例を適用することができます。（法律の施行から2ヶ月間（令和2年6月30日まで）に限ります）

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

- ・ 以下の①、②いずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別・規模は問わず）が対象
- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する市・県民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税などほぼすべての税目が対象となります。
- ※令和3年2月1日以降に納期限が到来する令和2年度市県民税（普通徴収）第4期、令和2年度固定資産税第4期等は特例猶予の対象となりません。
- ・ 既に納期限が過ぎていた未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続

- ・ 関係法令の施行から2ヶ月後、又は納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭にて伺います。

※上記の特例猶予制度の要件に該当しない方については、従来の猶予制度を利用できる場合がございます。詳しくは富士見市役所 収税課にお問い合わせください。（TEL 049-252-7119）

埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金 【第2弾】のお知らせ

(令和2年6月2日現在)

新型コロナウイルス感染症により厳しい経営状況に置かれている県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた埼玉県の支援について、追加募集が決定しました。

申請期間 令和2年6月1日(月)～令和2年7月17日(金)

申請方法 原則、電子申請にて(電子申請ができない場合のみ、郵送でも可)

※令和2年5月12日から5月31日までの間に16日以上、県内の事業所を休業していることが要件です。

※休業日数については次のとおり弾力的に取り扱います。

- (1) 定休日・臨時定休日や売上がなかった日は「1日休業」
- (2) 営業時間を短縮した日、または店内営業を行わずデリバリーやテイクアウトサービスのみの営業とした日は「0.5日休業」

その他の支給要件等、詳しい内容については埼玉県庁のホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/coronashientsuika.html>をご確認ください。

また、経産省のホームページでは県内の中小企業・個人事業主向けに新型コロナウイルス感染症対策の情報が随時更新されておりますので、併せてご覧ください。

一般健康診断日程のお知らせ

新型コロナウイルス感染症防止等の影響により健康診断の開催が遅れておりましたが、
9月17日(木)、23日(水)、28日(月)の3日間に決定しました。

尚、会場、健診内容等、詳細については決定次第ご案内させていただきますのでご了承下さいませようお願い申し上げます。

人事のお知らせ

令和2年4月1日より新しく荒井 裕太(あらい ゆうた)が職員として入職しました。

今後、事業所訪問等にてお見かけする機会がございましたら、その際にご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

なお、本会職員 大澤 満は令和2年3月31日をもって退職しましたことを報告いたします。



◇◇◇ 商工会費口座振替のお知らせ ◇◇◇

令和2年度上期分商工会費口座振替の日程は次の通りです。
ご指定の金融機関口座よりお引き落としさせていただきますので、よろしくお願い致します。

【引き落とし日】
令和2年7月28日(火)

※口座振替でない方には請求書を送付します。

